

# 那覇市毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録票取扱要綱

平成25年3月1日

告示第124号

(趣旨)

第1条 この要綱は、毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号。以下「政令」という。)第33条に規定する毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録票の取扱いに関し、毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(登録票の返納)

第2条 政令第36条第3項又は第36条の2第1項の規定による登録票の返納は、登録票返納届(第1号様式)に当該登録票を添付して行うものとする。

(登録票の掲示)

第3条 毒物劇物販売業者は、省令第3条に規定する登録票を店舗内の見やすい場所に掲示するものとする。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (令和5年2月22日健康部長決裁)

この要綱は、令和5年2月22日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

届出者 住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称、代表者の氏名 〕

登録票返納届

毒物及び劇物取締法施行令(第36条第3項・第36条の2第1項)の規定により、登録票を返納  
します。

店舗又は 事業所	名 称	
	所在地	
登録番号及び年月日	第 年 月 日	号
返納の理由		
備考		

(添付書類)

毒物及び劇物取締法施行規則第3条に規定する登録票